

## ファクシミリ送信書

(発信日) 令和5年1月20日

(受信者) 原告代理人弁護士 大 橋 毅 殿

(FAX: 03-5951-6444)

(発信者) 〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部民事訟務部門

被告指定代理人 伊 藤 修

TEL 03-5213-1293

FAX 03-3515-7308

(事件の表示)

原 告 デニズ・(閲覧制限)

事件番号 東京地方裁判所 令和元年(ワ)第21824号

事 件 名 国家賠償請求事件

(本 文)

上記事件について、下記書面を送付します。

記

■ 準備書面(10)	1 通 (43 枚)
■ 証拠説明書(10)	1 通 ( 2 枚)
■ 乙第45号証	1 通 ( 2 枚)
□	通 ( 枚)

合計: 48 枚 (本書含む。)

※ お手数でも受信確認のため本書下案(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を裁判所及び発信者宛て送信願います。※クリーンコピーは後ほど郵送で送付します。

## 受 領 書

東京地方裁判所 民事第1部 合1係 御中 (FAX 03-3592-1380)

東京法務局訟務部 民事訟務部門 伊藤 宛て (FAX 03-3515-7308)

上記のと通りの書面を受領した。

(発 信 日) 令和5年 月 日

(受 領 年 月 日) 令和5年 月 日

(受領者氏名・印)

印

副本

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ・(閲覧制限)

被告 国

準備書面 (10)

令和5年1月20日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

本 村 行 廣



山 口 友 寛



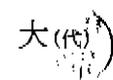
伊 藤 修



楠 幸 太



河 本 岳 大(代)



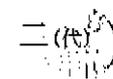
清 水 俊 幸



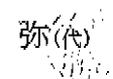
小 林 真 由 美(代)



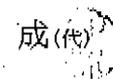
迎 雄 二(代)



岩 崎 智 弥(代)



蒲 地 康 成(代)



堀 部 知 希 (代)

宮 崎 喜 昭 (代)

第1 事案の概要等	5
1 事案の概要	5
2 被告の主張の要旨	5
第2 原告の主張①に理由がないこと	7
1 入国警備官の有形力の行使に関する判断枠組み	7
(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義について	7
(2) 有形力の行使や隔離措置の適否に関する判断枠組み	8
2 居室内において、入国警備官らが、原告の四肢及び頭をつかみ、持ち上げて、原告を居室から運び出して処遇室に連行した行為（運び出し行為）について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	9
(1) 施設内の秩序維持のため処遇室に移動させる必要性、緊急性があり、移動指示は適切であったこと	9
(2) 原告が処遇室への移動を拒み、連行に抵抗して、居室内で入国警備官Aの腹部を蹴るなどの暴行を加えたこと	13
(3) 居室内において、入国警備官らが、原告の四肢及び頭をつかみ、持ち上げて、原告を居室から運び出し処遇室に連行した行為（運び出し行為）について、国賠法1条1項の適用上違法と評価されないこと	20
3 処遇室で原告に戒具(手錠)を後ろ手にする形で使用した行為について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	23
(1) 居室内での原告の状況等により、戒具使用の必要性、相当性が認められること	23
(2) 処遇室への移動中及び移動後の原告の言動等を併せて考慮すれば、制圧(戒具使用)の必要性、相当性が依然として認められること	24

4	処遇室内で原告を制圧し、一定の時間これを継続した行為について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	25
(1)	はじめに	26
(2)	処遇室において、入国警備官らが、原告に手錠を掛けた後、原告の口を手で塞いだ事実がないこと	28
(3)	処遇室において、入国警備官Aが右手の親指で原告の左顎の下を押さえたことについて、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	29
(4)	処遇室において、入国警備官Aが、原告の手錠の鎖を引っ張り上げたとはいえず、左肘を押さえた行為については、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	34
(5)	処遇室において、入国警備官Aが、原告の背骨付近を押さえたことについて、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	37
(6)	処遇室において、入国警備官Aが後ろ手で手錠を掛けられている状態の原告の両腕を持ち上げたことについて、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと	38
第3	原告の主張②に理由がないこと	40
第4	原告の主張③に理由がないこと	41
第5	仮に被告の違法行為が認められるとしても、それと原告が訴えの変更申立書で主張する損害との間に因果関係がないこと	41
第6	結語	42

被告は、本準備書面において、令和4年11月11日に行われた入国警備官Aの証人尋問(以下、入国警備官Aの証人調書を「A証人調書」という。)、看守責任者(以下「本件看守責任者」という。)の証人尋問(以下、本件看守責任者の証人調書を「看責証人調書」という。)、及び同年12月1日に行われた原告本人尋問(以下、その本人調書を「原告調書」という。)の結果を踏まえ、従前の主張を整理し、補足する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、東日本センターに収容中の原告が、①平成31年1月19日、入国警備官から暴行を受けた(原告の主張①)、②同日、入国警備官から理由なく隔離処分を受けた(原告の主張②)、③前記①の暴行に係る本件不服申出に対し「理由あり」と判定されたにもかかわらず、東日本センター所長が処遇規則所定の必要な措置を執らなかった(原告の主張③)ことにより、精神的苦痛を受け、精神疾患を発症したなどと主張して、被告に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を請求する事案である。

原告は、原告の主張①に関して、㊶居室内において、入国警備官らが、原告の四肢及び頭をつかみ、持ち上げて、原告を居室から運び出して処遇室に連行した行為(以下「運び出し行為」という。)、㊷処遇室内において、原告に戒具(手錠)を後ろ手にする形で使用した行為、㊸処遇室内において、原告を制圧し、制圧を継続した行為などの有形力の行使が違法事由である旨主張する。

### 2 被告の主張の要旨

しかしながら、被告準備書面(7)(2ページ)で述べたとおり、入国警備官による有形力の行使や隔離措置は、処遇規則17条の2及び18条1項への該

当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被収容者の性向、行状、収容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解され、相当と認められる限度の範囲内で行われた有形力の行使やこれを伴う隔離措置は、国賠法上違法となるものではないと解されるところ、そもそも原告の主張する入国警備官らの有形力の行使は存在しないか、仮に存在するとしても、当時の具体的状況の下で相当と認められる限度で行われたものであって、入国警備官が通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたとは認められないから、国賠法1条1項の適用上違法と評価できず、原告の主張①には理由がない（後記第2）。

また、原告は、入国警備官の職務の執行を妨害し、入国警備官Aに暴行をしていることから、処遇規則18条1項1号の暴行、同項2号の職務執行妨害に該当する隔離事由が存在したのであり、本件看守責任者が処遇室で対応していた入国警備官に隔離事由を確認した当時の状況において、本件看守責任者が隔離事由があるものと認識し、原告を保護室に隔離したことについて、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる事情は存在しないから、国賠法1条1項の適用上違法と評価できるものではなく、原告の主張②には理由がない（後記第3）。

さらに、入国警備官Aは、不服申出で「理由あり」とされたことにより、上司である統括入国警備官から注意を受け、また、本件看守責任者は、巡視などの際に、当該事例があったこと、不必要な痛みを与えるような制圧の方法は執らないように周知しているため、東日本センター所長は、処遇規則41条の4所定の必要な措置を講じているものといえ、原告が必要な措置として主張する入国警備官Aに対する懲戒処分その他の措置をとらなかったことについて、同所長が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認め得る事情は存在しないから、国賠法1条1項の適用上違法と評価できるものではなく、原告の主張

③には理由がない（後記第4）。

したがって、原告が主張する違法事由はいずれも理由がないから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

なお、仮に原告が違法事由として主張する有形力の行使に国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものがあつたとしても、本件制圧と原告が追加主張する損害との間に因果関係は認められないのであつて、原告の主張する損害は過大である（後記第5）。

以下、詳述する。

## 第2 原告の主張①に理由がないこと

### 1 入国警備官の有形力の行使に関する判断枠組み

#### (1) 国賠法1条1項の「違法」の意義について

ア 被告準備書面(1)(17及び18ページ)で述べたとおり、国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ等）、公権力の行使に当たる公務員の行為が、たとえ個々の国民の権利又は利益を侵害することがあつたとしても、そのことから直ちに国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものではなく、当該公務員が損害賠償を求めている個々の国民との関係で、その権利又は利益を保護すべき個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該公務員がその職務上の法的義務に違反した場合、すなわち通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情がある場合

に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ等）。

イ 国賠法1条1項の違法は、究極的には他人に損害を加えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反であることからすれば（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度(上)377ページ）、公務員が個々の国民との関係で負担する職務上の法的義務に違反したかどうかは、当該公務員が職務行為をした時点を基準として判断されるべきである。

## (2) 有形力の行使や隔離措置の適否に関する判断枠組み

そして、被告準備書面(1)（19及び20ページ）、被告準備書面(3)（10及び11ページ）及び被告準備書面(7)（2ページ）等で述べたとおり、有形力の行使については、処遇規則17条の2が「入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。」と規定し、隔離措置については、処遇規則18条1項が、同項各号に該当する行為をするなどした場合に、期限又は隔離の必要がなくなるまで隔離することができる旨規定している。他方、入国警備官は、入国者収容所等の警備を職務とし（入管法61条の3の2第2項第3号）、保安上の事故防止の職責を負う（処遇規則14条）ものであるから、被収容者に入国者収容所等における規律・秩序及び保安を維持するために必要な遵守事項を遵守させる必要がある。

このような各規定からすれば、入国警備官による有形力の行使や隔離措置は、処遇規則17条の2及び18条1項への該当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被収容者の性向、行状、収容場内の管理・保安

の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。そして、有形力の行使について、処遇規則17条の2に規定される「合理的に必要と判断される限度」か否かは、個別の事案ごとにその具体的な事情を総合して判断することとなるが、「判断される」との文言があることからすれば、合理的に必要と判断される限度か否かの判断は、純粋に事後的・客観的な判断によるという趣旨ではなく、入国警備官が、その当時の状況において、制止等の措置が必要であると判断したことが社会通念に照らして合理的か否かによることとなるというべきであり、また、このように解することは、国賠法上の違法性が、公務員が個々の国民との関係で負担する職務上の法的義務に違反したかどうかは、当該公務員が職務行為をした時点を基準として判断されるべきであること（前記(1)）とも整合するものといえる。

2 居室内において、入国警備官らが、原告の四肢及び頭をつかみ、持ち上げて、原告を居室から運び出して処遇室に連行した行為（運び出し行為）について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと

(1) 施設内の秩序維持のため処遇室に移動させる必要性、緊急性があり、移動指示は適切であったこと

ア 本件以前の原告の言動等

被告準備書面(1)（10ないし14ページ）及び被告準備書面(3)（23及び24ページ）で述べたとおり、原告は、東京入管収容場及び東日本センターにおいて、多数の隔離措置（処遇規則18条）及び制止措置等の措置（処遇規則17条の2）を繰り返し受けたことがあった。その一例のみを挙げても、原告は、施設の建具等を蹴ったり殴打する（乙8の6ないし8、乙9の8、9の12、9の18、9の21、9の25）、他の被収容者に詰め寄ったりつかみかかろうとする（乙9の1、9の5、9の6、9

の10、9の19)といった行為に及んでいたことに加え、実際に他人に対する暴行にも及んでいた(乙8の3及び4)。これらの事実等から、入国警備官らにおいては、本件当時、原告について違反行為を繰り返す処遇困難者と認識されていた(A証人調書・1ページ、看責証人調書・1ページ)。なお、原告は、本件制圧以降も同様の言動を繰り返している。

そして、原告は、当時、身長177.6cm、体重約74kg(乙30)であり、入国警備官らと比較して大柄な体格であった。

**イ 本件当時、原告の行為が、処遇規則7条1項4号及び5号に該当し、処遇規則17条の2の制止行為の対象となること**

(ア) 被告準備書面(1)(15ページ)で述べたとおり、本件当時、入国警備官は、パンセダンの服用を求める原告に対し、パンセダンを交付することができない旨繰り返し説明した。これに対し、原告は、入国警備官の説明に納得せず、大声をあげ、居室扉を蹴っていた。被告準備書面(3)(12及び13ページ)で述べたとおり、その際の蹴る力は、器物損壊の具体的な可能性のある相当程度の力であり、扉を蹴った際には大きな音がするというものであった(乙12①[4:20頃~14:00頃])。このような状況であったことから、入国警備官は、原告の行為に対し中止命令をした。

しかし、中止命令後も、原告は大声を出してパンセダンの交付を求めていたところ、被告準備書面(1)(15ページ)や被告準備書面(3)(15及び16ページ)で述べたとおり、原告の不眠時就寝前のクロルプロマジン錠の処方是一部中止されておらず、また、入国警備官は改めてパンセダンの服用の可否を薬剤師に確認し、上記処方状況ではパンセダン服用させることはできないとの回答を得た(乙10)ことから、原告に対してパンセダンを交付しなかったのもあり、入国警備官の対応は適

切であった。そして、このとき、時刻は午後11時51分頃ないし午前0時30分頃という深夜の時間帯であって、他の被収容者の安眠を妨げることのないよう静謐な環境を保持する必要がある、入国警備官がパンセダンを服用させることができない旨を原告に伝え、大声を出すのをやめるよう説得したことも適切であった。しかし、原告は、その説得に従わず、パンセダンの処方を求めて大声で自己主張を繰り返すような状況であった(乙12②〔1:30~2:40〕)。

- (イ) これらの原告の行動を全体としてみれば、原告の居室扉を蹴る行為は、他の被収容者の安眠を妨害するもので、「他人に対する迷惑行為」(処遇規則7条1項4号)に該当し、「収容所の設備、器具その他の物を損壊」(同項5号)する行為をしようとする場合に該当するものであるから、処遇規則17条の2の制止等の対象となることは明らかであり、また、その後も大声で自己主張を繰り返した行為は、他の被収容者の安眠を妨害するもので、上記の「他人に対する迷惑行為」に該当することは明らかである。

そして、実際、原告の大声については、他の被収容者から、安眠を妨げるものであり、その対応に時間がかかりすぎていることや、その結果、不安に駆られ、メンタルが傷つけられたなどとして不服の申出がされている上(乙31)、入国警備官らとしても、かかる原告の行動に対して、他の被収容者の迷惑になるばかりか、騒擾に発展する懸念もあった旨述べているところである(看責証人調書・3ページ)。

- (ロ) このように、原告は、大声で叫び続け、他の被収容者の安眠を妨害する迷惑行為をするなどしており、騒擾に発展しかねない状況でもあったことから、収容所内の秩序維持のためにも入国警備官が早急に原告を処遇室へ移動させる必要性、緊急性があった。

(エ) これに対し、原告は、居室内で大声を発した行為は、原告が求める処方薬に係る入国警備官の対応が不適切であることに起因するもので、不合理な意見表明（抗議）ではないから、有形力を行使するような迷惑行為に当たらないと主張する（原告第2準備書面・22及び23ページ）。そして、原告は、本人尋問においても、被収容者が大きい声を出すのは入国警備官らが原告の要求に応じることなく薬を渡さないためであり、原告が大きい声を出した場合は他の人がサポートしてくれ、本件当時も、壁をたたいたり、原告に対し、構わないでやってくれなどと言って自分をサポートしてくれていたことから、他の被収容者は、原告が迷惑を掛けているとは思っていないこと、自分も他の被収容者が大きい声を出したときは、その者をサポートしていたことなどを述べる（原告調書・30ページ）。

しかし、被告準備書面(3)（15ページ）で述べたとおり、原告のかかる行為が意見表明（抗議）であったと解したとしても、施設内の規律・秩序や保安の維持に反する方法や、遵守事項（処遇規則7条）等に反する方法によることが許容されないことは当然であり、意見表明（抗議）に当たっては、意見聴取や不服申出等の制度を利用することも可能であるから、原告のように大声を出すことが、有形力を行使して制止すべき他人の迷惑行為に当たらないとする原告の上記主張には理由がない。

そして、原告の上記供述や、原告が「ここで話して」などと言って居室からの移動を拒否していたという争いがない事実によれば、原告は、本件当時、自らが大声を出すことについて何ら不当とは考えておらず、入国警備官の説得に応じてそのような行為を中止する意思はなく、これに加えて、入国警備官が薬剤師に確認した結果、パンセダンを交付することができない旨を説明しても、原告はこれに納得せずに大声で叫び続

けたのであるから（被告準備書面(1)・15ページ）、居室でどのように説得しても、パンセダンを交付しない限り大声を上げることをやめる見込みがなく、また、処遇室へ移動する見込みもなかったことは明らかである。そして、前述のとおり、入国警備官らは、薬剤師に確認した結果、パンセダンを交付することはできない旨の指示を受けており、かかる専門家の指示に反して原告の要求に応じることはできなかつたのであるから、結局、本件当時、原告が大声を上げることをやめる見込みはなかつたものといわざるを得ない。

さらに、原告は、他の被収容者の一部が原告の行動に呼応して大声を出すことを認識して大声を上げていたのであり（原告調書・30ページ）、実際に本件当時、原告の大声に呼応して他の被収容者も大声を上げるなどしており（乙12②〔6:30ないし9:50〕）、まさしく騒擾に発展しかねない状況であったといえ、収容施設の秩序を維持するためには、居室で原告が大声を上げるのをやめさせる必要性、緊急性が高まっていたことは明らかである。

したがって、原告本人尋問の結果を踏まえれば、原告を処遇室に移動させて対応することが合理的であったことは、より一層明確であるといえる。

## (2) 原告が処遇室への移動を拒み、連行に抵抗して、居室内で入国警備官Aの腹部を蹴るなどの暴行を加えたこと

### ア 入国警備官Aの証言内容

入国警備官らは、まずは原告に対し、処遇室で話をする旨告げて原告に処遇室への移動を促した(A証人調書・2及び3ページ)。しかし、原告は処遇室へ行くことを了承せず、「ここで話して」などと大声で叫び続けたため、入国警備官らは、原告の右腕の上腕から肘辺りを両手でつかんで

居室から出るように求めた(A証人調書・4ページ)。これに対し、座っていた原告が、素直に居室の外に出ることなく、居室に入って右側にある棚の下にマットレスがある場所まで後ずさりしたこと、入国警備官Aの姿勢は前屈みの姿勢になった(乙28・写真18ないし20、A証人調書・4ページ)。このような状態で、原告は、入国警備官Aのベルトの上辺りを足の裏全体で押しつけるようにして1度蹴った(乙28・写真18ないし20、A証人調書・4及び5ページ)。入国警備官Aは、腹部に原告の足の裏全体を感じたことや明らかに押し返された感じがあったことなどから、原告に故意に蹴られたと認識し、他の入国警備官に自身が原告から暴行を受けた事実及び緊急隔離事由があることを知らせるために「暴行」と発言した(A証人調書・5ページ)。

また、原告の居室に入った段階で、活動服の胸ポケットにクリップで留めていた識別票が、処遇室に移動したときには外れており、他の勤務員から居室内に落ちていたと教えられた。識別票は、手が触れた程度で外れるようなものではないところ、居室内に落ちていたことからすると、原告が故意に触ったか、引きちぎったと思った(A証人調書・7及び8ページ)。

#### イ 上記証言が信用できること

(7) 上記の入国警備官Aの証言は、カメラ映像等の客観的な証拠や客観的な事実等によって裏付けられるなどしていること

上記の入国警備官Aの証言は、入国警備官らが原告に対し任意で処遇室への移動を促したが、原告が、「行かないよ」、「ここで話して」と処遇室への移動を拒否したこと(乙12③ [00:00~01:00])、入国警備官Aが「暴行」と発言したこと(同 [01:47])など、ハンディカメラの映像・音声という客観的証拠により認められる状況と合致している。

また、識別票はクリップで挟んで活動服の胸ポケットに留められてお

り(乙45)、偶然に手が触れた程度で落ちるものではなく、ハンディカメラの映像(乙12③ [05:44頃] 等)によると、入国警備官Aが処遇室に到着した際、既に識別票が外れていたのであるから、原告が故意に触るなどしたと思った旨の証言(A証人調書・8ページ)も客観的な証拠等と整合している。

(イ) その他の事情からも入国警備官Aの証言の信用性は認められること

入国警備官Aは、「強さは覚えておりませんが、明らかに押し返された感じはあります。」と証言している(A証人調書・5ページ)。「明らかに押し返された感じはある」以上、ある程度の「強さ」があったと証言することもできるところ、この証言は入国警備官Aが、蹴られた「強さ」を誇張しないように配慮したことによるものと認められる。また、識別票が外された事実はあるものの、いつ外されたかまでは覚えていない(A証人調書・7ページ)旨述べるなど、自己の記憶に基づいて正確に証言をしようとしており、その証言態度は、記憶にある部分とない部分を区別した真摯なものである。

また、原告は、居室内で入国警備官Aが「暴行」と発言するまでの間、興奮していた様子であり(乙12③ [01:00～01:51])、このような状態の原告が、自身の意に反する入国警備官Aらの行為に対して蹴るなどして抵抗することは、自然である。

そして、原告に対して、まずは言葉で居室から処遇室への移動を促したが拒否されたため、原告の右腕の上腕から肘辺りを両手でつかむという軽度の有形力を行使して移動を求めたという入国警備官Aの証言内容は、被収容者に対する有形力の行使の程度について、軽度の有形力の行使から徐々にその程度を強めていくという通常の入管職員の対応の経過として自然で合理的である。

さらに、入国警備官Aは、原告の両腕をつかんでいた際に、原告が抵抗して後ずさりしていき、そのまま入国警備官Aの姿勢が前屈みになったこと、その状態でベルトの上辺りを足の裏全体で押しつけるようにして1回蹴られたこと、腹部に原告の足の裏全体を感じたことや押し返された感じがあったこと、暴行を受けたことを周囲に知らせるなどのために「暴行」と発言したことなどを述べているところ、蹴られた当時の態勢に至る経緯や蹴られた後の対応としてその流れは自然なものといえるばかりか、原告が蹴ったときの状況として、蹴り方や蹴った部位について具体的に証言しているものである。なお、入国警備官Aは、両腕で原告の右腕をつかんでおり、他の入国警備官が原告の左腕をつかんでいた以上、入国警備官Aの腹部に外力を加えることができるのは、原告の足以外に考えられないから、入国警備官Aが直接原告の足の状況を見ていなかったとしても、原告が入国警備官Aを蹴ったことが認められることは明らかである。

加えて、入国警備官Aは、蹴られた直後に暴行を受けた事実を周囲に知らせるために意識的に「暴行」と発言した旨述べているところ(A証人調書・5ページ)、かかる発言があったことは客観的に明らかである(乙10・3枚目、乙12③〔0:01~1:47〕)。入国警備官Aは、本件当時、原告から受けた暴行態様について十分に注意を向けた上で原告に故意に蹴られたことが間違いないと認識したからこそこのような発言をしたものと認められ、入国警備官Aの原告から受けた暴行の態様に関する知覚及び記憶に間違い等が介在する可能性は極めて低い。

他方で、前記のとおり、当時、深夜の時間帯であって、原告が大声を出すことをやめさせる必要性が認められる状況にあったのであるから、暴行行為がなくても原告を処遇室へと移動させるのは入国警備官として

は当然であって、あえて嘘の発言をして移動の根拠を作出するなどの必要はなく、その証言の信用性を揺るがす事情はない。

したがって、入国警備官Aの証言の信用性は高いといえる。

ウ 居室内で、入国警備官Aの体に自らの足が当たることはあり得ない旨の原告の供述が信用できないこと

(ア) これに対し、原告は、居室内で、入国警備官Aが、原告を座らせるためにその手首をつかんで曲げ（甲15）、他の職員が肩を押さえ、その後、入国警備官Aが原告を押し倒して右膝をお腹（おへそよりやや上）に乗せ、さらに3人目の職員が原告の両足を両手でつかんだ旨述べる（原告調書14ないし16、28及び39ページ）。原告は、このような状態であったから、自らの抵抗は大声を上げることであり、自らの足が入国警備官Aに当たったことはあり得ない旨述べる（原告調書・40及び41ページ）。

(イ) しかしながら、そもそも、このような原告の供述を裏付ける客観的な証拠はない。

また、原告は、本件当日、居室内から移動した後、本件看守責任者に対して、「触ったからやった」（乙12③ [14:07～14:08]）、「彼（引用者注：入国警備官Aのことを指すと思われる。）、私の部屋入って暴力して、カメラきた。あとは、私は痛いから暴れた。痛いから。この人は私の手を痛いのでこれやった。痛いになった。だから暴れた。」（乙12③ [27:55～28:08]）と述べており、入国警備官Aの制圧行為に対して暴れたこと、すなわち物理的に抵抗したことを自認していたものである。さらに、原告は、訴状（3ページ）においても、連行時、職員に手首をひねられ「非常に痛かったため、連行時、足をバタバタとさせてもが」いたと主張している。そうすると、原告の本人尋問における自らの抵抗は大声を

上げることだけであり、入国警備官Aに足が触れていない旨の供述は、事件直後の供述と矛盾し、訴訟提起当初の主張とも整合しておらず、信用できない。

- (ウ) 原告は、本人尋問において、原告の足が入国警備官Aに当たっていない理由として、入国警備官Aが原告の腹部（へその上）辺りに膝を乗せていた旨を供述するものとも思われる（原告調書・15及び16ページ）。

しかし、原告は、陳述書(甲30・5ページ)において、入国警備官Aが「私の胸に膝を載（ママ）せてきて、私を押し倒し、囲んでいた他の職員に私の方（引用者注：「肩」の意味と解される。）を押さえさせました」（傍点は引用者による。）と述べており、入国警備官Aの行為態様に関しても原告の供述は大きく変遷している（なお、原告は、本人尋問において、胸部と腹部が違う旨明確に供述している（原告調書・14ページ））。

このように膝で押さえられた場所が変遷している理由について、原告は、陳述書作成時に原告がトルコ語で書いたものについて通訳人が翻訳を誤った旨述べ（原告調書・40ページ）、本人尋問後に甲36を提出している。しかし、通常、陳述書作成時には訴訟代理人も関与して陳述書の記載に誤りがないように注意深く確認するはずであり、実際、甲36においても、原告代理人が原告からヒアリングした内容を日本語で記載した陳述書案を作成し、通訳人がトルコ語に通訳して原告に読み聞かせ、その加除訂正の有無等を確認していること、同通訳人が、「通常のやり方では全てトルコ語の翻訳するはずであるし、（中略）全てトルコ語に翻訳して伝えたはずである」と述べていた旨記載されている。さらに、原告は、日本において15年以上の滞在歴があり、原告本人尋問におい

でも、日本語で供述したり（原告調書・1、2、43ページ）、通訳人の通訳に対して複数回にわたり通訳が間違っている旨を述べたりする（原告調書・1、2、16、17及び47ページ）など、高い日本語能力を示しており、日本語で原告代理人と相当程度意思疎通できていたと考えられる上、通訳人の通訳に対して過敏ともいえる対応をしていることからすれば、陳述書作成の際に誤訳があったとは到底考えられない（なお、原告は、陳述書作成に当たり「私はトルコ語で書いた」と述べるが、甲36からは、陳述書作成に当たり、原告がトルコ語で筆記して関与した形跡は認められない。）。また、胸部に膝を寄せられた場合と、腹部に寄せられた場合とでは、その位置自体が大きく異なり、体感にも明らかな相違があるといえることができる。さらに、当該供述等の内容は、入国警備官Aによる有形力行使の内容やこれに抵抗する原告による暴行の有無という、本件において極めて重要な争点に関するものである。

以上によれば、陳述書の記載と原告の供述において、膝で押さえられた場所が変遷したことは、原告が自らの経験や記憶に基づいて陳述書を作成又は供述していないことを疑わせるに十分であり、上記陳述書の記載及び原告の供述は、いずれも信用できない。

加えて、原告は、本件制圧直後に作成した不服申出書（甲2・1ないし6枚目）においては、そもそも入国警備官が自身の膝を原告の体に乗せたことについては一切記載していない。この点、同申出書は、問題となる入国警備官の措置の内容として「身体的な攻撃」と記載されていることからすると、仮に入国警備官Aが膝を原告の体に乗せていたのであれば、身体的な攻撃として同申出書に記載してしかるべきである。にもかかわらず、同申出書にはそのことが記載されていなかったのであるから、入国警備官Aが原告の体に膝を寄せたとは到底認められない。

なお、原告は、「もし、私が暴力を振るったのであれば、200パーセントの確率で私は警察に連れて行かれたはず」であり、警察に連行されていないことが、原告が入国警備官Aを蹴っていないことの裏付けであるかのようにも供述するが（原告調書・5ページ）、収容施設内で被収容者による暴行があった場合でも、暴行によって重大な傷害が生じた場合であればともかく、そうでない場合は、必ずしも警察に通報するなどして警察の関与を求めるわけではないことはいうまでもない。

(エ) ほかに、原告は、識別票や帽子を取っていない旨を供述した（原告調書・3ページ）が、仮に原告に明確な故意まではなかったとしても、入国警備官の識別票や帽子が外れる程度に激しく接触するなど物理的に抵抗したことが否定されるものとはいえない。

## エ 小括

以上のとおり、原告が、入国警備官Aの腹部ベルトの上辺りを足の裏全体で押しつけるようにして足の裏で1度蹴った旨の入国警備官Aの証言は信用できる反面、これを否定する原告の供述等は信用できない。

そして、入国警備官Aの証言により認められる原告が入国警備官Aを蹴った際の状況に加え、原告が当時興奮して処遇室への移動を拒んで大声を出すなどして抵抗していたこと、本件直後に原告本人が「触ったからやった」、「だから暴れた」などと述べていることなどからすれば、原告が足の裏で入国警備官Aを蹴った行為は故意によるものと認められる。

したがって、原告が処遇室への移動を拒み、連行に抵抗して、入国警備官Aの腹部を蹴るなどの暴行を加えたことは優に認められる。

(3) 居室において、入国警備官らが、原告の四肢及び頭をつかみ、持ち上げて、原告を居室から運び出し処遇室に連行した行為（運び出し行為）について、国賠法1条1項の適用上違法と評価されないこと

ア 前記1(2)のとおり、入国警備官による有形力の行使や隔離措置は、処遇規則17条の2及び18条1項への該当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被収容者の性向、行状、収容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。

イ 被告準備書面(1)(24及び25ページ)、被告準備書面(3)(16及び17ページ)、被告準備書面(7)(3及び4ページ)並びに前記(1)及び(2)で述べたとおり、原告の大声や騒音によって他の被収容者の安眠が阻害され、原告の迷惑行為が多く他の被収容者に及ぶことから、速やかに収容区画の静謐さを回復させる必要があり、加えて、原告が長時間にわたって入国警備官らの説得を聞き入れずに激しく抵抗した上で暴行に及んだこと、原告が興奮状態にあったこと、過去に同収容者とのトラブルを多数発生させており、他の被収容者との関係が良好ではなかったことなどからすれば、原告を落ち着かせるために、早急に処遇室へ移動させる必要があった(処遇規則17条の2参照)。

しかし、原告は、入国警備官らの度重なる命令、指示に対し、扉を蹴り、自己の主張を大声で繰り返すなどの規則違反を繰り返した。これに対し、入国警備官らが原告の腕をつかんで処遇室への同行を促すなどの穏便な対応を図っていたが、原告は、そのような穏便な対応によって沈静化して同行に応じることはなかった。それどころか、原告は、居室内奥へと移動して四肢に力を入れるなどして処遇室への移動に激しく抵抗しただけでなく、入国警備官Aを蹴るなどの暴行に及んだほか、入国警備官の識別票や帽子が外れる程度に激しく拒絶するなど物理的に抵抗したのであって、これらの行為は、入国警備官の正当な職務執行の妨害(処遇規則7条1項8号)に該当する。

このような原告の言動からすれば、当時の入国警備官らにおいて、原告が入国警備官らの説得に応じて処遇室への連行に同意し、自ら歩いて処遇室へ赴くような可能性があるとは認められなかったといえる。

そして、このように入国警備官らの指示に従わず、抵抗する原告に対して、入国警備官らが有形力を行使せず、その抵抗に屈して処遇室への連行をしないこととした場合、その時点での被收容者の安眠を確保し、騒擾防止をもって施設内の秩序を維持するという目的を達成できないばかりか、被收容者全体に対して、入国警備官らの指示に対して暴行するなどして抵抗すれば、入国警備官らはそれ以上何もしないのであって、被收容者に対する指示に従う必要はないという誤った理解をされることにもなりかねず、その後の收容施設内の秩序維持にとって重大な支障を来すおそれが高いと高まるものであった。

このような当時の具体的な状況や事情を考慮すれば、他の被收容者の安眠を確保し、騒擾防止をもって施設内の秩序を維持するため、原告を処遇室へ連行する必要があった。

ウ また、被告準備書面(3) (16及び17ページ)で述べたとおり、入国警備官らは、複数名で原告を持ち上げて原告を処遇室へ連行したものであるが、当時、原告は身長177.6cm、体重約74kgであり、入国警備官らと比較して大柄な体格である上(前記(1)ア)、入国警備官らの指示に対して激しく抵抗するなどしており(前記イ)、そのような原告に対し、多数の入国警備官で連行や制圧をするという方法を執ることは、各入国警備官が可動部分を担当して押さえることができるなど、対象者の動きを的確に封じることが可能となる上、多数の入国警備官を対象者である原告に認識させることで抵抗の意思をそぐ効果もあることから、被收容者と入国警備官双方の受傷を防止し、安全に連行や制圧をするために有効であり、

このような方法で原告を居室から運び出して処遇室へ連行したことは、適切であって、合理的に必要と判断される限度の有形力の行使であるというべきである。

エ したがって、入国警備官らが原告の四肢及び頭をつかみ、持ち上げて、原告を居室から運び出して処遇室に連行した行為（運び出し行為）は、原告を処遇室に移動させるためには必要かつ相当な行為であって、当該入国警備官らが通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反して当該行為をしたと認め得るような事情は存在しないから、当該行為につき国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

### 3 処遇室で原告に戒具（手錠）を後ろ手にする形で使用した行為について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと

#### (1) 居室内での原告の状況等により、戒具使用の必要性、相当性が認められること

被告準備書面(3)（18ないし21ページ）、被告準備書面(7)（4及び5ページ）及び前記2で述べたとおり、原告は入国警備官らに処遇困難者と認識されていたところ、原告は、入国警備官から再三にわたって説得や中止命令を受けたにもかかわらず、興奮した状態で大声を発し続けて夜間の静謐を阻害した上、入国警備官Aを蹴るなどの行為に及んだ。このような原告の居室における行為は、遵守事項（処遇規則7条）に違反するものであり、原告を制圧する必要があったことは明らかである。もっとも、居室内で制圧行為をすると、他の被収容者への安眠を妨害しかねず、また、狭小な居室の状況（乙24、28）からすると自傷の危険もあり、さらに出入口が狭く手錠をした状態では抜け出せないと考えられた（A証人調書・17ページ）等の事情により、処遇室に連行した上で制圧行為をすると判断したことにも十分に合理性が認められる。

入国警備官Aは、この段階で既に処遇室で戒具を使用することが相当であると判断をしていたと供述しているところ（A証人調書・6ページ）、前記2(3)で述べたとおり、原告が入国警備官らの説得に応じるような状況ではなく、他の被収容者に対する迷惑行為が継続される可能性が見込まれた上、入国警備官らより大柄な体格の原告が居室内で入国警備官Aに暴行を加えるなど興奮状態にあったという当時の状況下においては、入国警備官が、戒具を使用する以外に、入国警備官及び原告双方の受傷を防止する方法がないと判断したことは、社会通念に照らして合理的である。

(2) 処遇室への移動中及び移動後の原告の言動等を併せて考慮すれば、制圧（戒具使用）の必要性、相当性が依然として認められること

ア そして、入国警備官らが再三にわたって説得や中止を命令したにもかかわらず、入国警備官らに比して大柄な原告が、興奮した状態で、大声を発し続けて夜間の静謐を阻害した上、処遇室へ連行するに際してもこれに激しく抵抗して暴行にまで及んだという経過があったこと（前記2）、入国警備官らによる処遇室内での原告の制圧は、このような原告の一連の行為から短時間しか経過していないこと、処遇室への移動の間も、原告は、大声を上げるなどして規則違反を継続し、四肢に力が入っている状態が継続していたこと、原告が過去に被収容者とトラブルになった際、「殺す」、「殴られたら殴り返せばいい」、「けんかをしてしまいそうになる」と発言をし（乙9の1、9の14、9の22、9の24）、実際に被収容者や職員へ暴行に及んだり、及ぼうとしたりしていたこと（乙8の3及び4、乙9の1、9の5、9の6、9の10、9の19、9の24）、原告は、自己の要求が通らないと、大声をあげ、居室扉等の収容施設内の設備を叩く蹴るする行為を繰り返し行っていたことなど（乙8の6ないし8、乙9の8、9の12、9の18、9の21、9の25）、それまでの多数の制止等の

措置や隔離措置を受けていたときの態様等も考慮すれば、原告が、再び遵守事項に違反する行為に及ぶことは容易に想定されたものであって、処遇室に入室後、原告が抵抗を一時的に中止したとしても、原告が、再度暴行、自損、器物損壊といった行為(乙5・1ページ参照)に及ぶおそれが具体的に存在したものであり、原告を制圧する必要性は依然として高く、なお入国警備官が、戒具を使用する以外に、入国警備官及び原告双方の受傷を防止する方法がないと判断したことが、社会通念に照らして合理的であるといえる状況が継続していたものと認められる。

なお、被告準備書面(3)(19ないし21ページ)で述べたとおり、被收容所における処遇実務上、大声を出して騒いだり、手足をばたつかせて暴れるなどの違反行為に及んだ被收容者が、自身の疲労や入国警備官を油断させる等の理由から、一旦違反行為を中止することがまま見受けられ、特に興奮状態にある被收容者の場合、当該行為が中止されたとしても、突如として違反行為が再開されることもあり、実際に違反行為が再開されたことにより入国警備官が負傷した事例(乙22)もあるのであって、入国警備官は、そのような危険性も想定した上で、被收容者に対応する必要があるものであり、原告が抵抗を一時的に中止したとしても、直ちに一旦生じた戒具使用の必要性・相当性が消滅するということはできない。

イ したがって、入国警備官らが戒具を使用する以外に入国警備官及び原告双方の受傷を防止する方法がないと判断したことは、社会通念に照らして合理的であり、入国警備官が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と戒具を使用したとはいえないことから、当該行為につき、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

- 4 処遇室内で原告を制圧し、一定の時間これを継続した行為について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと

(1) はじめに

ア 前記1(2)のとおり、入国警備官による有形力の行使は、処遇規則17条の2への該当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被收容者の性向、行状、收容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。

イ 被告準備書面(3)(22ないし24ページ)で述べたとおり、本件制圧は、居室内において再三にわたって入国警備官の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、処遇室への連行も強く拒否して暴力行為に及んだ原告の一連の行為に対して行ったものであり、このような原告の状態に加えて、原告が四肢に力を入れ、入国警備官の指示に応じていない状況や、原告がそれまで多数制止等を受けていた際の状況等からすれば、制圧行為を解けば原告が即座に再度の暴行等、遵守事項違反(器物損壊や職務執行妨害行為等。処遇規則7条1項4号、5号及び8号)に及ぶ可能性がある状況にあったといえる。

また、被告準備書面(3)(20及び21ページ)及び前記2(1)イで述べたとおり、入国警備官らの指示にもかかわらず、原告が大声を上げた行為が遵守事項違反に当たることはもちろんのこと、原告の行動からは、原告が大声を出すことについて何ら不当とは考えておらず、大声を出すなどの抵抗を説得に応じて自発的にやめる意思があったとは認められない。この点、前記2(1)イ(エ)のとおり、原告自身、本人尋問において、收容所内で大きな声を出すことが禁止されていることを理解しつつ、大声を出すことが正当であり、やめるつもりがなかった旨を述べていることから、説得では原告に大声を出すのをやめさせることはできず、相応の有形力行使が必要であったことが裏付けられている。

また、原告の四肢に力が入った状態は、物理的抵抗といえることはもと

より、入国警備官が受傷防止等のために安定した体勢をとらせることができないなど、その職務執行を妨害する行為（処遇規則7条1項8号）にも該当する。

このような状態で制圧を解けば、即座に暴力行為や器物損壊行為（処遇規則7条1項3号及び5号）に及ぶ危険性がある上、原告は、入国警備官らと比較して大柄な体格であり（前記2(1)ア）、戒具（手錠）を両手前に施した状態は、そのまま両腕を前に突き出し、振り上げるなどして手錠の金属部分や手拳で殴打することが可能な状態となるのであるから、原告が大声を上げつつ四肢に力を入れていた状態は、処遇規則17条の2所定の制止等の対象となるとともに、「自己又は他人に危害を加えること」、「収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること」（処遇規則19条1項2号及び3号）のおそれがある状態でもあり、戒具使用の必要性があった。

さらに、原告は、居室内における再三の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、処遇室への連行にも激しく抵抗して入国警備官に対する暴行に及んだこと、原告は戒具を使用された後も大声を出すなどの抵抗をしており、制圧行為を解けば、原告が再度の暴行に及ぶ可能性があったこと、また、収容所内の秩序を維持するためには、原告の防声が必要不可欠であり、当時が深夜で他の被収容者の安眠を妨害しないよう直ちに防声をしなければならぬ必要性、緊急性があったこと、さらに、その後、原告を隔離室へ移動させることも考えられていたところ、原告は、興奮状態にあり、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官及び原告双方の受傷を防止する必要性もあった。

ウ 他方で、入国警備官Aは、原告を痛めつける目的で原告の制圧を継続したわけではなく、当時の状況において最善と考えられる方法で対応をした（A証人調書・16及び17ページ）のであり、また、原告が力を抜くなど

したときには会話をするつもりであった旨述べているのであって（A証人調書・15及び16ページ）、原告に対し必要性や相当性のない暴行を加える目的があったと評価する余地はない。

エ したがって、処遇室内で原告を制圧して後ろ手に手錠を施し、一定の時間これを継続したことは、戒具の使用要領（乙5）に反するものとはいえないし、また、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたとは認められないのであって、当該行為につき国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

さらに、その間に原告が主張する各違法行為については、そもそも存在しないか、又は存在するとしても合理的に必要と判断される限度を超えるものということとはできないのであって、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情は存在しない。

なお、被告準備書面(7)（4ページ）のとおり、入国警備官は、原告を保護室へ移室させた後、原告の興奮状態が収まり、落ち着いた様子が見受けられたため、原告に使用していた戒具を解除しており、原告に戒具を使用した時間が35分間（乙14）という限られた時間であったことからすると、戒具の使用は必要最小限度の範囲で行われたものであり、比例原則に反するものでもなく、その点からしても、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

(2) 処遇室において、入国警備官らが、原告に手錠を掛けた後、原告の口を手で塞いだ事実がないこと

被告準備書面(3)（27ページ）及び被告準備書面(7)（5ページ）で述べたとおり、入国警備官が原告の口を塞いだ事実は認められず、原告の主張には理由がない。なお、入国警備官Aも証言するように（A証人調書・47ページ）、

被収容者の口を入国警備官が手で塞ぐという態様は、被収容者を窒息させるおそれがあるばかりか、入国警備官が被収容者からかみつかれて負傷するおそれもあるのであって、本件当時、処遇室において、入国警備官らが原告の口を塞ぐ行為をすることは考えられない。

以上のとおり、原告の口を塞いだ事実がないことから、原告が主張する時点(乙12③〔7:30～7:36頃〕)において、国賠法1条1項の適用上違法と評価することができる事実はない。

- (3) 処遇室において、入国警備官Aが右手の親指で原告の左顎の下を押さえたことについて、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと
- ア はじめに

被告準備書面(7)(5ないし7ページ)で述べたとおり、入国警備官Aが原告の左顎の下を押さえた行為は、押さえた時間が短時間であったことや、原告が受傷していないこと、押さえた意図が原告の防声及び沈静化にあること、原告が大声を出すことをやめる意思があったとは考えられず、防声の必要性が高かったことも併せて考慮すれば、合理的に必要と判断される限度を超えるものということとはできない。以下、証人尋問等の結果を踏まえて、ふえんして述べる。

- イ 原告の防声及び沈静化のため必要性があったこと

(ア) この当時、原告の防声及び沈静化の必要性があったことは前記(1)イのとおりであるが、ふえんして述べるに、当時、入国警備官らは、処遇室において、原告をうつ伏せの状態に制圧した後、原告を楽にするため上体を起こして座らせたが、原告が自己主張をするようになって会話が成立しなくなり、断続的に大声を出すようになった(A証人調書・10ページ)。そこで、原告に大声をあげることをやめさせ、職員の会話に応じるよう沈静化させる必要性があった(A証人調書・10ページ)。

そして、処遇室は、他の被収容者の生活する寮に近接する場所であり（乙13）、当時深夜でもあったことから、原告が大声を出し続ければ、他の被収容者の安眠を妨害するおそれやひいては騒擾を招くおそれがあるので、入国警備官としては大声を出し続ける原告を放置することもできない状況であった（なお、入国警備官Aも同旨を述べる（A証人調書・16及び17ページ））。

他方で、原告は「痛い」、「やりすぎ」などと繰り返し叫んでおり（乙12③〔07:55～08:10〕）、自ら大声を出すのをやめる様子はなかった。この点、前記(1)イで述べたことに加え、原告は、本人尋問において、「このような拷問をされていて、誰が大きい声を出さないでいられるんでしょうか。」などと供述しており、処遇室内で入国警備官の指示に従い、会話をするつもりがあったなどとは全く述べていないこと（原告調書・42ページ）からしても、自発的に大声を出すことをやめる意思はなかったといえる。

そして、被告準備書面(7)（5及び6ページ）で述べたとおり、原告が、居室内における再三の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、処遇室への連行にも激しく抵抗して入国警備官に対する暴行に及んだことからすると、原告は、興奮状態にあり、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官及び原告双方の受傷を防止する必要性があった。すなわち、原告が収容されていた3寮収容区から隔離室まで移動するには、エレベーターを使用した移動が必要であったところ、仮に、原告が興奮状態のまま隔離室への移動を開始した場合、原告が移動途中の廊下やエレベーター内で突如暴れるおそれがあり、特に、エレベーター内で原告が暴れた場合、狭隘なエレベーター内では原告の動きを完全に封じ込めることは物理的に困難で、入国警備官及び原告が受傷する可能性は

高まる。このような施設の物理的状況からも、入国警備官が、入国警備官及び原告双方の受傷を防止するため、原告の抵抗する気力をそぎ、ある程度落ち着かせ、可能であれば原告の自力歩行を促した上で、隔離室への移動を開始しなければならず、原告の抵抗する気力をそぐ行為は必要であったものである（なお、実際に、入国警備官は、隔離室へ移動する際、原告に対し「今から隔離室に行くんだけど、正直言って自分の力で歩いてくれるんだったらそのまま行きたいと思っている」(乙12③[19:50~20:20])などと述べ、原告の自力歩行を促している。)

(イ) これに対して、原告は、当時、日本語能力が乏しく、入国警備官から言われた「力込めんな」「力抜け」「抵抗するな」などの日本語が分からなかった旨を供述している（原告調書・23及び46ページ）。

しかし、そもそも、施設の秩序維持の観点からすれば、日本語が分からないとしても大声を出してよいことにはならないし、仮に原告が、日本語が全く分からず意思疎通ができなかったのであれば、説得に応じる見込みがないというほかに、物理的な方法による対応の必要性が高まるともいえるところである。

また、前記2(1)イ(エ)のとおり、原告が、大声を出すなどして抵抗することは、収容所内で禁止されているが正当な抗議活動であると述べていることからすれば、原告は、本件当時、その日本語能力にかかわらず、抵抗をやめる意思はなかったと認められる。

その点をおくとしても、原告は、日本において10年以上の滞在歴があったこと、当時、薬をもらえないことについて日本語で応対していること(乙12②[03:00~05:00頃])、「抵抗しないか」と聞かれ、「はい」と答えていること(乙12③[07:49~07:51])などからすれば、入国警備官Aの日本語を理解していることが明らかである（なお、原告の高い

日本語能力は、前記のとおり、法廷において通訳人の通訳に対して不満を述べるなどしていることからしても明らかである。)

この点、原告は、「抵抗するな」について、陳述書においては「大声で「言うことを聞け」、「抵抗するな」などと言ってきて、どうすればいいんだとひどく怖かった」と述べており、日本語が理解できなかったとは述べていないし(甲30・6ページ)、陳述書に誤訳があったと考え難いことは前記2(2)ウ(ウ)のとおりである。また、原告は、本件制圧について不服を申し出た際の不服申出書(甲2・1ないし6枚目)には、入国警備官から「もがくな」と言われたことを記載しており、このような記載からすれば、「抵抗するな」という意味のことを言われたと理解していたことは明らかであって、前記2(2)ウで述べたとおり原告の供述が信用できないことに加えて、このような原告の供述等からしても、本人尋問の供述は信用し難いといわざるを得ない。

したがって、原告の主張には理由がなく、到底制圧の必要性を消滅させるものではない。

#### ウ 方法に一定の合理性があったこと

(ア) 原告は、まずは居室内で大声を出すのをやめるよう指導を受けても従わず、説得のために処遇室へ移動するよう指示をしても従わず、やむなく入国警備官らが原告を処遇室へ連行しようとした際には蹴るなどして抵抗し、その後、処遇室において手錠をされたにもかかわらず、なおも入国警備官の指示に従わず、大声を出すなどして抵抗を止めなかったものである。

このような状況を踏まえ、入国警備官Aは、前記イ(ア)のとおり防声の必要性を認識しており、かかる状況に照らして、その必要性は高いものであった。

また、前記2(3)イのとおり、入国警備官らの指示に従わず、抵抗する原告に対して、相当の有形力を行使せずにその抵抗に屈することとなった場合、その後の収容施設内の秩序維持にとって重大な支障を来すおそれがあった。

そして、入国警備官Aは、顎の下には痛みを強く感じる部分があり、その部分を押さえると口に近いことから、痛みによって瞬間的に声を止めさせる効果があると考え(A証人調書・10ページ)、原告に大声を止めさせ、収容所内の秩序を維持するとともに、適切な移動の実施のために原告を沈静化させて話をするために当該行為をしたものであり、被告準備書面(1)(20及び21ページ)や被告準備書面(3)(24及び25ページ)で述べたとおり、これらの行為は、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為であり、また、前記アのとおり、押さえた時間が短時間であったことや、原告が受傷していないことから、一定の合理性があるものといえる。

(イ) これに対し、原告は、入国警備官Aの当該行為が虐待であるなどと主張するが、その根拠となる証拠はない。

また、入国警備官Aは、上記の必要性・緊急性とは無関係に当該行為を行ったものではない(A証人調書・10及び11ページ)。現に、入国警備官Aは、顎の下を押さえる行為によって原告を沈静化させることができなかったことから、当該行為を止めている(A証人調書・13ページ)。このように入国警備官Aは、現場の警備官なりの工夫として、当時の状況において最善と考えられる方法で対応をした(A証人調書・16及び17ページ)のであって、原告に対したただ単に苦痛を与える目的で当該行為を行ったと評価する余地はない。

## エ まとめ

以上のとおり、原告と会話をすることができる状況を作り、収容所内の秩序を維持するために、入国警備官Aが原告の左顎の下を押さえたことは、当時の状況下においては必要かつ一定の合理性が認められる行為であって、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情は存在しない。

したがって、入国警備官Aが右手の親指で原告の左顎の下を押さえた行為について、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

- (4) 処遇室において、入国警備官Aが、原告の手錠の鎖を引っ張り上げたとはいえず、左肘を押さえた行為については、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと

ア 防声及び原告の沈静化のため必要性があったこと

前記(3)イ(7)のとおり、原告に対しては、防声及び原告の沈静化の必要性があったところ、原告は、左顎の下を押されても大声をあげることをやめなかった。そのため、原告の防声及び沈静化のためには、別の方法を用いる必要性があった。

他方で、被告準備書面(7)(9ページ)で述べたとおり、原告は、長座からうつ伏せに姿勢を変更させられている途中、突如体を動かして入国警備官からの制圧に抵抗し(乙12③[9:01~9:02])、それにより原告を押さえていた複数の入国警備官の体勢が突如一斉に崩れるなどした(乙12③[9:01~9:02])。

そこで、入国警備官Aは、原告をうつ伏せにして、左腕を押さえることにし、その際、手のひらが背中についている状態だと原告の手首を痛める可能性があったため、入国警備官Aは原告の手首を痛めないかを確認するために、手首と両腕の状態を確認して手錠の位置を調整する必要性があった(A証人調書・13及び18ページ)。

この証言は、入国警備官Aが、原告に施された手錠の鎖部分を持ち上げた事実は認められる（乙12③〔9:11〕）ものの、入国警備官Aが、その際、「この辺」と言っただけで他の入国警備官に原告の手の位置を説明し（同③〔9:11〕）、また、原告に対して「力込めんな」と繰り返し述べている（同③〔9:13～9:21〕）こと（被告準備書面(3)25ページ）とも整合しており、これによれば、当該行為は、原告の手首と両腕の状態を確認して手錠の位置を調整するためのものと認められる。

以上のとおり、原告の左腕を押さえる前提として、入国警備官Aが原告に施された手錠の鎖部分を持ち上げて手錠の位置の調整をする行為は、原告の受傷を防ぐために必要な行為であり、また、原告の左腕を押さえる行為は、原告の防声及び沈静化のために必要な行為であった。

#### イ 方法が合理的であったこと

入国警備官Aが手錠の鎖部分を持ち上げたのは、上記のとおり原告の手首や両腕の状態を確認して手錠の位置を調整するために持ち上げたにすぎないのであって、「引っ張り上げた」といえるような強い力によるものとは認められない（被告準備書面(3)25ページ）。

また、被告準備書面(3)（26ページ）で述べたとおり、入国警備官Aは、原告の左腕を必要以上の力を込めて押さえておらず、当初、両手で原告の左腕を押さえていたが、その約10秒後には、左手のみで原告の左手を押さえているのであって（同③〔9:15～9:25〕）、原告の左腕に必要以上の体重をかけてはおらず、その後、他の入国警備官が再度両手で原告の左腕を押さえている際にも、入国警備官Aが体重をかけている様子は認められない（同③〔10:16〕）。この点、入国警備官Aは、左腕を押した行為について、「急激に力を入れると関節を痛め原告をけがをさせるおそれがあるため、加減して押しておりました。」と証言している（A証人調書・13

及び14ページ、乙32・936ページ)。)。その結果として、入国警備官Aのかかる行為によって手錠の鎖が原告の左腕に結果的に食い込んだとしても、短時間のことであると認められ、その方法は合理的で相当である。

これに対し、原告は、入国警備官Aが原告の左腕を押さえる前から「痛い」などと大声で発し続け、入国警備官Aが原告の左腕を押さえた（同③〔9:15頃〕）後も、「痛い」、「殺さないで」などと声を発しているものの、それらの原告の声は、入国警備官Aが原告の左腕を押さえる前と比較し、ことさら大きくなってはおらず、原告は、左腕を押さえられた後、左腕ではなく頭が痛いことを訴えている（同③〔10:05〕）のであって、これらのことからすれば、原告の主張する「左肘の押さえつけ」は、入国警備官Aが原告に痛みを与えることを意図して行ったものではないし、原告の言動に照らして、入国警備官Aの行為によって原告が痛みを受けていたと認めることはできない。

このように入国警備官Aは、原告を痛めつける目的で当該行為をしたわけではなく、当時の状況において最善と考えられる方法で対応をした（A証人調書・16及び17ページ）のであるから、原告に対し暴行を加える目的があったと評価する余地はない。

#### ウ まとめ

以上のとおり、入国警備官Aが、原告に施された手錠の鎖部分を持ち上げた行為は原告の手首及び両腕の状態を確認し手錠の位置を調整するためにしたものであり、「引っ張り上げた」ものとはいえず、また、原告の左腕を必要以上の力を込めて押さえていないことから、いずれも、原告の防声及び沈静化の必要があるなど、当時の具体的状況の下において相当と認められる限度での有形力の行使であるといえ、入国警備官Aが、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然としたものではないことか

ら、当該行為につき国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

(5) 処遇室において、入国警備官Aが、原告の背骨付近を押さえたことについて、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと

ア はじめに

そもそも原告が原告第2準備書面(39ページ)及び原告第5準備書面(1ページ)で指摘する乙12③[10:25頃]には、入国警備官Aが背骨付近の肉に指をねじ込んだ行為は見当たらず、原告の主張には理由がないことが明らかであるが、なお念のため、乙12③[10:09]における入国警備官Aが原告の背中の上部を右手で押さえている行為について、合理的であって国賠法上違法とはいえないことについて述べる。

イ 原告の防声及び沈静化のための必要性があったこと

前記(3)イ(ア)のとおり、当時、原告に対しては、防声及び沈静化させる必要性があったところ、原告は、上記の各方法でも抵抗を止めることはなかったことから、別の方法を用いる必要性があった。この点、入国警備官Aは、原告の抵抗が激しさを増していたので、首の骨の付け根付近のくぼみを押して原告の抵抗を止めるため、原告の背中の上部を右手で押さえた旨証言している(A証人調書・14ページ)。

ウ 方法が合理的であったこと

被告準備書面(3)(26及び27ページ)で述べたとおり、確かに、入国警備官Aは、原告の背中の上部を右手で押さえている(同③[10:09])が、この時点における入国警備官の右手には、制圧に必要な力以上の力は込められている様子は認められない。

また、このとき、原告は、入国警備官Aから「話、聞かないか」と問われて(同③[10:08])、「聞く、聞く」と答え(同③[10:09])、入国警備

官Aが、その直後、原告の左腕を押さえる力を緩めたこと（なお、入国警備官Aも、原告に一旦沈静化が見られたから原告を仰向けにして上体を起こして座らせた旨証言する。A証人調書・14及び15ページ）からしても、このような行動は原告の沈静化のために合理的であったことは明らかである。

他方で、仮に入国警備官Aが原告に痛みを与える意図を有していたのであれば、わざわざ背中のかぼみ部分を手で押すという特定の方法にこだわる必要はなかったといえるが、入国警備官Aは、あえて、右手親指の表面を支点として人差し指から小指の4指の甲で原告の背中を押さえた（入国警備官Aも同旨を述べる。A証人調書・14ページ）。

また、その押さえ方も、入国警備官Aの指が原告の背中に置かれている程度のものであって、必要以上の力は込められておらず、入国警備官Aにおいて原告に痛みを与える意図がなかったことは明らかである。

したがって、入国警備官Aの上記行為については、原告の防声及び沈静化の必要性があるなどの当時の具体的状況の下で、相当と認められる限度での有形力の行使であり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然としたものではないことから、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

- (6) 処遇室において、入国警備官Aが後ろ手で手錠を掛けられている状態の原告の両腕を持ち上げたことについて、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできないこと

ア 原告の防声及び沈静化のための必要性があったこと

被告準備書面(7)（9及び10ページ）や前記(3)イで述べたとおり、防声、入国警備官及び原告双方の受傷を防止するため、興奮状態にある原告の抵抗する気力をそぎ、速やかに落ち着かせなければならない状況であっ

た。

なお、上記(5)の入国警備官Aの行為の後、原告が一旦沈静化したことから、原告の上体を起こしているが、入国警備官が会話をしようとしても、原告は自己主張を繰り返して会話ができない状態で断続的に大声を上げるようになっており(乙12③[10:45~11:30])、その発言内容も、入国警備官が原告を再度長座姿勢にして、薬の説明をしたい旨述べたことに対して、原告が、一方的に「何でやりすぎ。私薬飲みただけ。何で殺したい」などと叫ぶものであって(乙12③[10:50~11:25])、入国警備官の話を一向に聞き入れようとしておらず、抵抗の意思がないと認められるものではなかった。

#### イ 方法に一定の合理性があったこと

このような原告に対して、防声を図るとともに沈静化させる(会話をさせる)ためには、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、落ち着かせる必要があったところ、入国警備官Aも、原告の抵抗を抑止し、沈静化して会話をするため、当該行為に及んだ旨証言する(A証人調書・15及び16ページ)。

被告準備書面(7)(10ページ)で述べたとおり、一般的な肩の伸展(後方拳上)可動域は基本軸に対して50度であるところ(乙32・936ページ)、入国警備官Aはこの関節可動域を超えて原告の両腕を持ち上げておらず(乙12③[11:30~12:55])、当該行為が長時間には及んでいない上、現に原告は受傷しなかったことからすれば、このような方法に一定の合理性が認められる。また、入国警備官Aは、原告の両腕を持ち上げた際、可動域は人それぞれであり、原告の両腕を上げすぎると肩の関節を痛めるおそれがあるため、原告が肩の関節を痛めないように力を加減をしていた(A証人調書・16及び18ページ)とも述べており、そのような入国警備

官Aの認識に基づいて前記方法がとられていたことも、その合理性を基礎付けるものといえる。

なお、入国警備官Aは、原告を痛めつける目的で原告の両腕を持ち上げたわけではなく、原告を沈静化させて会話をするために行ったものであることから、入国警備官Aは、現場の警備官なりの工夫として、当時の状況において、最善と考えられる方法で対応をした(A証人調書・16及び17ページ)のであり、原告に対し、暴行を加える目的であったと評価する余地はない。

したがって、入国警備官Aが後ろ手で手錠を掛けられている原告の両腕を持ち上げた行為について、入国警備官Aが通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情は存在しないのであり、当該行為につき国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない。

### 第3 原告の主張②に理由がないこと

- 1 本件隔離について、隔離事由が存在し、所長等の裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものでないことは、被告準備書面(5)(8ないし21ページ)で述べたとおりである。
- 2 前記第2の2(2)のとおり、原告は、入国警備官Aの腹部を蹴っているため、処遇規則18条1項1号の「暴行」に該当し、隔離事由がある。なお、本件看守責任者に対し隔離事由が報告されていた(看責証人調書・3及び4ページ)ところ、本件看守責任者は、処遇室に到着後、直接対応をしていた職員に対し、再度隔離事由を確認し(看責証人調書・5ページ)、正確性を担保している。

また、原告は、移動中も大声で叫び続けており、興奮状態が続いていたので、単独室ではなく、防音効果もあり、身体保護を目的とした保護室に隔離した(看

責証人調書・6、7及び23ページ)ことには合理性がある。

- 3 したがって、本件隔離について、所長等の裁量権の範囲を逸脱又は濫用したと認められないことから、国賠法上違法と評価されるようなものではない。

#### 第4 原告の主張③に理由がないこと

- 1 処遇規則41条の4所定の必要な措置について、東日本センター所長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものでないことは、被告準備書面(5)(21ないし26ページ)、被告準備書面(9)(2ないし4ページ)で述べたとおりである。
- 2 また、入国警備官Aは、不服申出で「理由あり」とされたことにより、上司である統括入国警備官から注意を受けた(乙44・6ページ)。そして、本件看守責任者は、首席入国警備官又は統括入国警備官から原告からの不服申出で「理由あり」とされたことを伝えられ、巡視などの場において、当該事例があったこと、不必要な痛みを与えるような制圧の方法は執らないように周知した(看責証人調書・7及び8ページ)。
- 3 したがって、東日本センター所長は、処遇規則41条の4所定の必要な措置を講じているものといえ、原告が必要な措置として主張する入国警備官Aに対する懲戒処分その他の措置をとらなかったこと(原告第7準備書面5ないし12ページ)について、同所長が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したといえる事情は存在しない。

#### 第5 仮に被告の違法行為が認められるとしても、それと原告が訴えの変更申立書で主張する損害との間に因果関係がないこと

- 1 被告準備書面(8)(6ないし10ページ)で述べたとおり、仮に被告の違法行為が認められたとしても、同行為によって、原告が訴えの変更申立書で主張す

る損害が発生したことにつき、高度の蓋然性をもって証明されたとはいえず、当該行為と損害との間に因果関係があるとは認められない。

- 2 この点について原告本人尋問の結果を踏まえて補充すると、原告は、阿部医師意見書(甲20)に基づき、本件を原因としてPTSD(心的外傷後ストレス障害)、パーソナリティ障害に分類される精神疾患を発症した旨を主張していた(訴えの変更申立書・2ページ)。

この点、本件では、原告が本件以前にも複数回の自殺未遂をした事実については争いがない。そうすると、被告の違法行為によって原告の主張する上記損害が認められるためには、被告の違法行為により、原告の精神疾患等が悪化したことが必要となる。

しかしながら、原告は、阿部医師及び臨床心理士の佐伯氏に対し、過去に自殺未遂をしたことも含め、自己の精神的な症状の経過を全て話しておらず(原告調書・45ページ)、実際、阿部医師意見書は、「以上の症状は、平成31年1月19日の暴行事件前には見られていない」と断じていることからその点は明らかである。

そうすると、阿部医師意見書(甲20)は、医学的な意見を述べるにあたり、その前提となる事実を正しく捉えておらず、信用性に欠けるものといわざるを得ない。また、阿部医師意見書(甲20)のほか、被告の違法行為と原告が主張する上記損害との間に因果関係があるとする医学的な根拠が十分に示されたとはいえない。

- 3 したがって、仮に被告の違法行為が認められたとしても、同行為と原告が訴えの変更申立書で主張する損害との間に因果関係があるとは認められない。

## 第6 結語

以上のとおり、原告の主張にはいずれも理由がないことから、速やかに棄却

されるべきである。

以 上

副本

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニス・（閲覧制限）

被告 国

### 証拠説明書(10)

令和5年1月20日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

#### 被告指定代理人

本 村 行



山 口 友 寛



伊 藤 修



楠 幸 太



河 本 岳 大



清 水 俊 幸



小 林 真 由 美



迎 雄 二



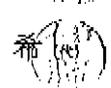
岩 崎 智 弥



蒲 地 康 成



堀 部 知 希



宮 崎 喜 昭



書証 番号	標 目	原本・写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙45	識別票	写し	R4.11.7	東日本入国管理 センター入国警 備官	識別票はクリップで挟んで留 めていること	

# 乙第45号証

